

医療安全管理研修(オンデマンド)のお知らせ

2月14日から28日まで、医療安全管理研修をビデオ配信しておりますので、ご都合をつけて必ずご視聴下さい。

< 最近の話題 > 調剤報酬改定情報(1) - 薬剤調製料・調剤管理料・服薬管理指導料について -

2015年の「患者のための薬局ビジョン」にまとめられた人(患者)指向の薬剤師業務の基本理念が2019年の薬機法改定によって法律として具体化され、本年2月に、対人業務をより適切に評価する観点での調剤報酬改訂が行われました。これまでの調剤報酬は、調剤料が全体の約50%であるなど、対物業務に依存した収益構造であると言われており、この構造から脱却するために、対物業務と対人業務を区別して評価するような改訂が行われました。以下に、これまで調剤料と薬剤服用歴管理料で構成されていた調剤報酬がどのように変化してきたのかを示しました。

| | 改定後の評価 | 現行での評価 |
|--|---|--|
| 処方箋受付、保険証確認 ↓ 患者情報の分析・評価 残薬確認・お薬手帳確認・ 副作用等の体調変化等の確認 薬剤服用歴確認 ↓ 処方内容の薬学的分析 ↓ 調剤設計 ↓ 薬剤の調製・取り揃え ↓ 最終鑑査 ↓ 調剤した医薬品の 情報提供・服薬指導・交付 ↓ 会計 ↓ 調剤録の作成 薬歴の作成 | 【調剤管理料】(対人) 内服薬(3剤まで) ・7日分以下 4点 ・8~14日分 28点 ・15~28日分 50点 ・29日分以上 86点 内服薬以外(注射薬、外用薬等)は 一律4点 調剤録の作成 薬歴の作成 | 【調剤料】 内服薬(3剤まで) ・7日分以下 28点 ・8~14日分 55点 ・15~21日分 64点 ・22~30日分 77点 ・31日分以上 86点 内服薬以外 ・浸煎薬 190点 ・内服液剤 10点 ・頓服薬 21点 ・外用薬 10点 ・注射薬 26点 ・湯薬 省略 調剤録の作成 |
| | 【薬剤調製料】(対物) 内服薬は、一律24点 内服薬以外(注射薬、外用薬等)は 現行の調剤料のままで変更なし | |
| | 【服薬管理指導料】(対人) ① 3か月以内に再来局 45点 ② ①の患者以外の患者 59点 ③ 特養老人ホーム入所患者 45点 ④ 情報通信機器を使用 原則3か月以内に再来局 45点 上記患者以外 59点 | 【薬剤服用歴管理指導料】 ① 3か月以内に再来局 43点 ② ①の患者以外の患者 57点 ③ 特養老人ホーム入所患者 43点 ④ 情報通信機器を使用 43点 薬歴作成 |

※ 現行の調剤料で、5段階の処方日数の階層が、今回の「調剤管理料」では4段階に減るのに加え、現行の薬剤服用歴管理指導料で評価されている「薬歴の作成」も含めた評価になっている。

そのため、単純比較はできないが、「薬剤調製料(24点)」と「調剤管理料」を加えた点数は、
 ・「7日分以下」=28点(現行と据え置き) ・「8~14日分」=52点(現行と3点↓)
 ・「15~28日分」=74点(現行の「15~21日分」と比べて10点↑、「22~30日分」からは3点↓)
 ・「29日分以上」=84点(現行の「31日分以上」からは2点↓)
 ・内服薬以外は、現行の調剤料+調剤管理料(4点)となるため、4点↑

※ 調剤管理料の算定要件

- ①患者又は家族から処方薬の服薬状況等の情報を収集し、薬剤服用歴への記載、その他の管理を行った場合
- ②服用時点が同一の内服薬は、投与日数に拘わらず、1剤として算定(3剤まで算定可)
- ③次に掲げる調剤録又は薬剤服用歴の記録等、全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定
 - ・患者の基礎情報、他に服用中の医薬品の有無及びその服薬状況等について、お薬手帳、マイナポータルの薬剤情報等、薬剤服用歴又は患者等から収集し、調剤録又は薬剤服用歴に記録すること
 - ・服薬状況等の情報を踏まえ、処方された薬剤について、必要な薬学的分析を行うこと
 - ・処方内容に疑義があるときは、処方医に対して照会を行うこと
 - ・調剤録及び薬剤服用歴を作成し、適切に保管すること

※ 調剤管理料の加算(重複投薬・相互作用等防止加算、調剤管理加算[新設]、電子的保健医療情報活用加算[新設])と服薬管理指導料の加算及び算定要件等については次回以降にお知らせします。